

| | |
|---------------|--------------|
| <h1>静岡市報</h1> | 号 外 |
| | 静岡市葵区追手町5番1号 |
| | 発行所 静岡市役所 |
| | 編集兼発行人 静岡市長 |
| | 発行日 毎月1日・随時 |

監査公表

静岡市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により平成30年6月21日に請求人Aから提出のあった静岡市職員措置請求について、監査した結果を同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成30年7月31日

| | |
|---------|---------|
| 静岡市監査委員 | 村 松 眞 |
| 同 | 杉 原 賢 一 |
| 同 | 遠 藤 裕 孝 |
| 同 | 井 上 智 仁 |

記

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

静岡市が平成25年度に玉川地区「これ一番」事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）に支払った補助金のうち、「架空な支出」（請求書原文のまま。以下同じ。）であったことが確認できるトレイルレースのコース整備に支出された20万円を静岡市の被った損害として補填するための必要な措置を講ずることを求める本件請求を棄却する。

第2 請求の内容

1 請求人の住所及び氏名

(1) 住所 静岡市葵区

(2) 氏名 A

2 請求書が提出された日

平成30年 6 月21日

3 本件請求の要旨

本件請求の内容等を整理すると、請求の要旨は、大要次のとおりである。

- (1) 静岡市長は、おらんとこのこれ一番事業（玉川トレッキングスポーツの郷づくり）に対し、平成25年度については、5月16日に200万円、11月21日に40万円、計240万円の補助金を実行委員会の口座に支払っている。
- (2) このうち、平成25年11月22日に実行委員会から支出された20万円については、同年9月21日から10月20日の作業日報において実行委員会からB林業代表B氏にトレイルレースのコース整備費として支出されたものであり、これに伴う作業従事者は4人の名前で報告されていることが判明したが、そのうち3人については作業日報の期間は従事していない旨の証言をしている。
- (3) 以上のことから、9月21日から10月20日のトレイルレースのコース整備に支出された20万円は「架空な支出」であり、静岡市おらんとこのこれ一番事業補助金交付要綱第18条に違反している。

よって、静岡市の被った損害20万円を補填するための必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

第3 監査の結果を決定した理由

1 監査対象事項の決定

住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法・不当な公金の支出等や怠る事実の発生を防止等し、又はこれらによって生ずる損害の補填を求めることなどを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のあるあらゆる行為を対象とするものではなく、その対象は、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な「公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されている。

また、「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」を対象とする監査請求については、法第242条第2項の期間制限を受けないものと解されている（最高裁昭和52年（行ツ）第84号同53年6月23日第三小法廷判決）。

これらの点を踏まえて本件請求の内容を見ると、請求人は、市に本件補助金のうち20万円の「架空な支出」に係る返還請求権等があり、市長がその権利を行使することを怠っていると主張しているものと解されることから、請求の対象となる本件補助金が平成25年度に交付され、その支出から1年以上経過したものであっても、住民監査請求の対象とする。

2 監査の経過

- (1) 平成30年7月18日、監査委員は、法第242条第6項の規定により請求人の陳述の機会を設けた。なお、この陳述には、法第242条第7項の規定により立会人として経済局農林水産部長、中山間地振興担当部長及び中山間地振興課長の関係職員が出席した。
- (2) 同日、監査委員は、法第199条第8項の規定及び「静岡市住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述等の取扱基準」第6の規定により経済局農林水産部長、中山間地振興担当部長及び中山間地振興課長を関係職員として陳述の聴取を行った。なお、この陳述の聴取には、法第242条第7項の規定により、立会人として請求人が出席した。
- (3) 平成30年7月23日、請求人は、関係職員の陳述に対する意見書を提出した。

3 監査委員の判断

本件請求について、次のとおり判断する。

(1) 違法又は不当に債権の行使を怠る事実に関する判例について

請求人は、市には実行委員会に対する本件補助金に係る返還請求権又は損害賠償請求権（債権）があり、市はその権利を行使することを怠っていると主張するものと解されるが、「違法又は不当に債権の行使を怠る事実」に関しては、最高裁判所の判決において次のように示されている。

ア 『地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第240条、地方自治法施行令第171条から第171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。（最高裁平成12年（行ヒ）第246号同16年4月23日第二小法廷判決）』

イ 『地方公共団体の長が債権の存在をおよそ認識し得ないような場合にまでその行使を義務付けることはできない上、不法行為に基づく損害賠償請求権は、債権の存否自体が必ずしも明らかではない場合が多いことからすると、その不行使が違法な怠る事実にあたるというためには、少なくとも、客観的に見て不法行為の成立を認定するに

足りる証拠資料を地方公共団体の長が入手し、又は入手し得たことを要するものというべきである。(最高裁平成20年(行ヒ)第97号同21年4月28日第三小法廷判決)』

(2) 本件補助金について

本件補助金については、「静岡市おらんとこのこれ一番事業補助金交付要綱」により交付されている。市が交付する補助金等については、静岡市補助金等交付規則(以下「規則」という。)において基本的事項を定めており、現行の関係規定は次のとおりである。

(状況報告及び調査)

第10条 市長は、補助事業等が適正に行われているかどうかを知るため必要があるときは、補助事業等の遂行の状況に関し補助事業者から報告させ、又は担当職員に実地に調査をさせることができる。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (4) 法令若しくはこの規則に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金等交付決定取消通知書(様式第3号)により交付申請者に通知するものとする。

(補助金等の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金等を返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金等を返還させるものとする。

(3) 請求人の陳述について

請求人は、次の3点について補足を行った。

- ① B氏が実行委員会の委員長をやっており、その際の金銭の流れは全部一元化して行っていたという事実を中山間地振興課は知っていたのかどうか確認したいこと。
- ② 地元でB氏が不正をしているという風評があり、平成26年にB氏が不正をしていることを中山間地振興課は知っていたかどうかを確認したいこと。
- ③ 関係職員の陳述に対して、コース整備にB林業を介在させた必然性、コース整備の作業従事者全員の領収書が添付されないまま市が報告書を受領した点、平成27年1月に本件の不正受給を市が知り得ていたのに対策を講じなかった理由及び本件の不正受給を平成30年2月の時点で一部の市職員が知っていたにもかかわらず情報が共有化されていない理由について調査が必要である旨の意見を述べた。

なお、請求人は陳述の中で、市は不正な補助金の支出のため損害を被っていると考えられるため、市に対して20万円を返還させるべきとした措置をとってほしいと考えていること及び請求書中の「(不正な支出は) 3年間続いた『玉川トレイルレース』交付金における他の分野においても数多く存在するのではないかと推測する。監査委員の全体事業への監査を期待する。」の部分並びに「B林業への支出は他にも存在しているが不正の疑いもあるので監査委員の自主的な監査を求めたい。」の部分については監査請求から取り下げる旨を陳述している。

(4) 関係職員の陳述について

本件請求について、関係職員は、陳述においておおむね次のように説明している。

ア 玉川トレッキングスポーツの郷づくりとは、静岡市おらんとこのこれ一番事業補助金交付要綱に基づく補助を受けて実行委員会が実施した事業の名称で、請求書では「玉川トレイルレース」と記載されている。

玉川トレッキングスポーツの郷づくりは、トレッキングスポーツをひとつの起爆剤として、3年後の年間集客交流人口3,000人を達成し、併せて新しい事業の創出による経済効果として地元で採れる農産物等地方産品の地産地消ができるようにすることなどを目標に掲げて計画されたもので、平成23年5月に補助対象事業として認定された。事業は平成23年度から平成25年度までにかけて行われ、平成23年度には500万円、平成

24年度には260万円、平成25年度には240万円の補助金を交付している。

イ 平成30年 5 月22日に請求人から中山間地振興課の職員に対し、平成25年度に行われた玉川トレッキングスポーツの郷づくりに係る補助事業（以下「本件事業」という。）のコース整備費に関し、実行委員会から不正な補助金の請求がされた疑いがある旨の申出があったため、本件事業の実績報告書の作業日報と B 林業の領収証を確認したが、その他にコース整備に係る書類や写真などについて玉川生涯学習交流館に保管されている本件補助金に係る関係書類を調査したところ見つからなかったため、関係者の聴取を行うこととした。

(ア) B 氏（実行委員会会長）への聴取

B 氏から、対面及び電話による事実関係の聴取を行った結果、本件事業のコース整備費として作成された20万円の B 林業の領収証及び作業日報が虚偽のものであることが判明した。

その理由として B 氏は、この事業の説明会において食糧費を補助対象経費とすることができる場合があるとの説明を受け、ボランティアの弁当代として支出した食糧費を補助対象経費に含めて実績報告を行ったところ、市の担当者から認められなかったため、急いで他の未計上の経費を探すこととしたが、時間がなかったため虚偽の作業日報と領収証を作成したと述べた。

また、20万円の使途については、当初は実行委員会の役員である C 氏、D 氏及び E 氏の 3 人が普段から雑用をやってくれていたため、それぞれに 3 万円を支払い、残りの11万円は実際にコース整備に携わった B 氏ともう一人の人とで折半したと述べていたが、その後 B 氏と役員 3 人に 3 万円ずつ支払い、残りの 8 万円を B 氏ともう一人の人とで分けたが、これは B 氏がコース整備に必要な材料等を提供していたため、B 氏の方が金額は多かったものであると説明を修正した。

(イ) 当時の市担当者への聴取

当時の中山間地振興課の担当者は、食糧費は補助金交付要綱で補助対象外であることが明確に規定されているため、補助対象にできるというような話をするはずがないこと、補助対象事業において利益が生じた場合はその分の補助金を減額することは当初から伝えていたことなどを説明した。

また、本件事業の終了時に食糧費の領収証の提出について、相談はあったかもしれないが、その際に他に計上できる支出がないかという話はしたかもしれないが、追加提出する領収証の内容について指示はしていないと述べた。

(ウ) C氏、D氏及びE氏（実行委員会役員）への聴取

実行委員会の役員であり、作業日報に名前の記載のあった3人に対する聴取は、対面で行った。

作業日報に記載のある平成25年9月28日、29日、10月12日、13日、14日の5日の作業については、3人全員が作業をしていないと述べた。このうちD氏及びE氏の2人は日記を付けており、いずれの日も他の用務を行っていたことが記されていた。

作業に伴う各人5万円の報酬の受領に関しても、3人全員が受領していないと述べた。

また、B氏から聴き取った「3人の役員には3万円ずつ支払った」ということについて3人に確認したが、3人全員が受領した覚えがないと述べた。このうちE氏は日記に本件事業に関し受け取った報酬を記載してあったが、B氏の述べている3万円については記載がなかった。

なお、本件事業のコース整備に関しては、本件の20万円分の作業とは別に14万円分の作業が実行委員会からB林業に発注されていて、3人の役員は当該作業の日報にも名前が載っていたことから、作業の有無及び報酬受領について聴取したところ、こちらについては作業を実施したことが確認できた。また、報酬については、D氏及びE氏はB氏の自宅に呼ばれて受け取ったと述べた。E氏については作業に従事した他の2人分の報酬も預かっていると述べた。C氏は報酬を受け取ったかはっきり覚えていないと述べた。

(エ) B氏及び3人の役員からの聴取

B氏と3人の役員の言い分が対立するため、B氏と3人の役員に集まってもらい、さらに事情聴取を試みたが、それぞれの発言内容は変わらなかった。

ウ 関係者への聴取調査の結果、本件事業において実行委員会からB林業に支払われたコース整備費について虚偽の領収証及び作業日報が作成されたことが明らかになった。

平成23年度から継続して事業を実施している中で、同様の支出は4回行われ、支出金額の合計は57万円、作業日報には20人の氏名が作業に従事したのものとして記載されている。今後は、今年の8月末を目途に、実行委員会からB林業にコース整備費として支払われた4件の支払に関し、それぞれの作業に従事した関係者に対して、現時点で可能な限り作業の実態と報酬の受領の有無について聴取を行い、補助金が適正に使用されたかについて確認していく。

エ 上記の調査結果のとおり、B氏は本件事業のコース整備費として作成された20万円

のB林業の領収証及び作業日報が虚偽のものであることを認めているが、本件補助金のうち当該20万円分の用途については、B氏とC氏、D氏及びE氏との間で主張が対立している。また、請求人は、これ以外にも補助金の不正な請求がなされている可能性を示唆している。

そのため、市は引き続き計画的に調査を行い、平成23年度から平成25年度までに実行委員会に交付した補助金に関し、返還を請求すべき金額の有無、返還を請求する場合の請求先等を確定していく。言い換えれば、調査が未了で返還を請求すべき金額の有無、請求先等が明らかになっていない現時点では、市が補助金の返還について具体的な請求権を有しているとまではいえないのであって、市が当該請求権を行使しないことが違法又は不当であるとはいえない。

また、上記のとおり、市は本件措置請求が提起される前から可及的速やかに調査を進めてきているので、いたずらに補助金の返還請求権の確定を遅らせている事実もない。調査の結果、実行委員会に交付した補助金に関し、返還を請求すべき金額があれば、その相手方に対し、毅然として返還を求めていく。

以上のことから、本件について、市が違法又は不当に財産の管理を怠る事実はないものとする。

(5) 結論

本件請求については、コース整備費として作成された20万円のB林業の領収証及び作業日報が虚偽のものであることが明らかとなっているが、その経緯や用途については関係者の間で主張が対立している。その結果、市に住民監査請求の対象となる「債権」が存在することとなっているか否かが問題とされる所、その債権の成立については、虚偽の書類に記載された支出が「架空」のものであるか否か、別段の用途に流用されたものであるか否か、これらの結果具体的な不当利得や不法行為が成立しているか否かなどについてこれらを客観的に示す経緯や証拠書類等が明らかになっておらず、その債権の存在を確認するに当たっては、規則第10条に基づく市の調査の結果を待たなければならない。

したがって、前述の最高裁判例が示す「客観的に存在する債権」としてこれを認定するに足りる証拠資料を市として入手し、又は入手し得ているか否かといえ、現時点では入手はしておらず、今後、実行委員会に交付した補助金について、現に虚偽であることが明らかとなっている20万円及びそれ以外のB林業への支出について、適正かどうか

調査していくというのであるから、現時点では市の債権が客観的に存在しているとはいえない。

また、請求人はこれ以外にも補助金の不正な請求がなされている可能性を示唆しており、市は経済局を中心として全市を挙げて主体的に調査を行っていくという姿勢を示している。その結果、仮に法的な責任が明らかになれば、その市が被った損害については毅然として返還請求を行い、事実関係についても公表するとしていることから、現時点で市が違法又は不当に債権の行使を怠っているともいえない。

よって、第1の監査の結果のとおり判断するものである。